

知っていますか？

最低賃金には**法律**があります！

最低賃金は**2種類**あります！



①

岩手県最低賃金

年齢やパート・学生アルバイトなど働き方の違いにかかわらず全ての労働者に適用

②

特定（産業別）最低賃金

6産業が設定されている

最低賃金法 第1条（目的）

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争力の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2020年
10月3日から **岩手県** の
地域別最低賃金は

793 時給
円

東京都は 1,013 円／時間

宮城県は 825 円／時間

全国平均 903 円／時間

東京都とは **220 円／時間**

宮城県とは **32 円／時間**の

格差が生じています



NEWS

最低賃金

「なんでも労働相談ダイヤル」へお気軽にご相談を！

連合岩手は

最低賃金 1,000円

めざし取り組んでいます!!



鉄鋼業・金属線製品、
その他の金属製品製造業

※2020年12月31日発効

時間額
852円

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

※2020年12月31日発効

時間額
820円

光学機械器具・レンズ、
時計・同部分品製造業

※2020年12月31日発効

時間額
829円

百貨店・総合スーパー

※2018年以降据え置きとなっている

時間額
800円

自動車小売り

※2020年12月31日発効

時間額
863円

各種商品小売業は2016年以降767円
据え置き、**岩手県最低賃金が適用**

2. 特定(産業別)最低賃金

※岩手県では上記の6産業が設定されています

岩手県を支える産業であることから
岩手県最低賃金より優位な賃金設定が必要です!

※岩手県の基幹産業
を担っています。



岩手労働局によれば令和元年度の一人当たりの年間総労働時間が本県は(1,852時間)で全国平均(1,733時間)に比べ100時間以上多くワースト1位、平均賃金では全国を100とした場合、本県は84.47となっており、「賃金が安く、労働時間が長い」と言った課題も浮き彫りになっております。また、ここ最近では最低賃金近傍で働く、有期雇用・パート・ひとり親世帯が増えており働いても(岩手県最低賃金793円×1,852時間=1,468,636円年間)生活が苦しい現実があります。

中小企業の支援制度を強化するとともに、人口流出、人材確保、生活困窮の解消を図るため、岩手県における最低賃金を早期に1,000円となるよう求めていきます。